

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

(平成二十年一月十七日)

(厚生労働省告示第七号)

改正 令和五年 三月三十一日厚生労働省告示第一四三号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第四条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

空腹時の血清トリグリセライド(空腹時中性脂肪)の量が150mg/dl以上又は高比重リポたん
蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量が40mg/dl未満であること。ただし、やむを得ず空腹時以外において血清トリグリセライド(中性脂肪)の量を測定する場合には、空腹ではない場合の血清トリグリセライド(随時中性脂肪)の量が175mg/dl以上であること。

改正文 (令和五年三月三十一日厚生労働省告示第一四三号) 抄

令和六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。)の結果については、なお従前の例による。